**平成２４年（フ）第１２５号**
新潟県阿賀野市稲荷町17番13号
債務者　早川　雅則
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２４年（フ）第２２９号**
香川県高松市国分寺町福家甲3490番地８
債務者　山谷　和彦
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第２２５号**
茨城県土浦市西根南３丁目３番14号　ウララカタウンＢ101
債務者　市川富美惠（旧姓古舘）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第４０号**
石川県鳳珠郡穴水町字大町いの101番地
債務者　長坂　奉恭
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２４年（フ）第４３８３号**
大阪市東住吉区桑津２丁目12番22号　ドムス河堀口302号
債務者　松本　健司
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３９４号**
大阪市住之江区御崎４丁目４番６―207号
債務者　内田　賢治
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３９５号**
大阪市住之江区御崎４丁目４番６―207号
債務者　内田　純子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４５８４号**
大阪市此花区酉島６丁目13番12号
債務者　竹久　　博
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６５２号**
大阪府枚方市楠葉並木１丁目21番27―12号
債務者　中野　麻由
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６５９号**
大阪市西区九条２丁目12番24―801号
債務者　江口　大賛
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６７２号**
大阪市中央区瓦町３－２―10　瓦町フラッツ1306号、住民票上の住所堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁２番２号
債務者　瀬羅設計こと　瀬羅　賢互
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７１２号**
大阪府枚方市三栗２丁目２番14―803号
債務者　齋藤　キミ
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７２４号**
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　醍醐中山市営住宅26棟404号、申立時の住所大阪市旭区新森５丁目13番１号
債務者　北成建設こと　北川　淳也
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８３０号**
大阪府枚方市出口６丁目９番１―406号、前住所大阪府枚方市翠香園町13番６号
債務者　今井　育子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９８４号**
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　中井　敏明
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９９４号**
大阪市鶴見区今津北４丁目９番27―311号
債務者　宮本　健治
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９９９号**
大阪府吹田市穂波町25番５号
債務者　市丸　義浩
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５０６１号**
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番１―105号
債務者　飯塚　建人
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部